

本市における養介護施設従事者等による高齢者虐待事案について

令和6年度は2事業所において従事者等による高齢者虐待を確認したため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」第22条に基づき県へ報告を行う予定です。

内訳は、身体的虐待が2件でした。

いずれも、本人の尊厳を守るための「緊急やむを得ない場合」の3要件である「切迫性」「非代替性」「一時性」を全て満たす状態ではなく、従事者独自の判断で身体拘束を行ってしまったケースでした。

虐待防止及び利用者への適切なサービス提供のためにも、虐待防止検討委員会等においてあらかじめルールや手続きなどの指針を定め全職員に周知・徹底することや従事者が働きやすい職場環境づくり・体制整備に努めていただきますようお願いいたします。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が高齢者に対して行う次の行為とされています。
（高齢者虐待防止法第2条第4項）

- i **身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii **介護・世話の放棄・放任**：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
- iii **心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv **性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v **経済的虐待**：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【参考】「身体拘束ゼロへの手引き」（厚労省「身体拘束ゼロ作成推進会議編」）より

- (1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う際には、「緊急やむを得ない場合」の3要件（切迫性・非代替性・一時性）に該当するか事業所としての判断が行われるよう、虐待防止検討委員会等においてあらかじめルールや手続きなどの指針を定め、全職員に周知・徹底すること
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う際には、利用者本人や家族に対して、詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めること
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しておくこと

【参考】

- ・「身体拘束廃止・防止の手引き」（厚労省 令和6年3月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>
- ・市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html